

# 中世大隅国の守公神

## 国府との関連から

山田 雄司

### はじめに

古代国家の宗教政策に関して、国分寺・国分尼寺をはじめとする仏教面においては数々の研究があり、発掘調査も進み、各国でのあり方が多角的に解明されてきている。しかし、神祇面に関しては、八幡などの国家神ともいべき存在や、春日社などの氏神については多くの研究があるものの、各国における神祇体系についての研究は思いのほか少ない。

この点にはやく注目したのは太田亮であった。太田は「国府・国分寺関係の神社」<sup>①</sup>の中で、国府に關係する神社として、総社・六所宮・国府八幡・御霊社・国府天神・守宮・国庁社・府中神・旧府神・印鑰社・一宮などをあげている。また、最近では村井康彦が「国庁神社の登場―惣社の系譜―」<sup>②</sup>において、国庁に付設されていた神社を「国庁神社」と呼び、主に惣社についてその発生を論じている。<sup>③</sup>

「守宮」については、古くは柳田国男が注目し、『毛坊主考』では「守宮神」という神が禁廷・国庁・総社等の神にしてまた諸道の神であった<sup>④</sup>とし、『石神問答』では「守公神はもとソコの神即ち塞神なりしをソクジンともスクジとも申し候より いつと無く「公を守る」など云ふ無

理なる文字を付会せしものに候はん<sup>⑤</sup>」としている。確かに柳田の言うように、「守宮神（守公神）」と呼ばれる神は国府にだけ付設している神ではない。この神の全体的把握については他日を期すこととし、本稿では国府に關係する場合、その中でも大隅国の例を取り上げて考察していく。<sup>⑥</sup>  
古代末から中世にかけての各国における神祇政策は、決して統一なものではなく、それぞれの国によってかなりの差異を有している。その一つ一つを考察していくことによって、在地における信仰の形態を明らかにすることができよう。

太田は前掲論文の中で、「守宮」の記録の見られる国として、尾張（司宮神）・三河（守宮）・甲斐（守宮明神）・相模（守公神）・美濃（守宮）・若狭（守宮）・備前（守宮）・長門（守宮）・大隅（守公神社）をあげている。<sup>⑦</sup>そして、「守宮とは国衙の鎮守社であつて、守公社とも、守君社とも載せられて居る。従つて国衙国庁内、或いは隣接せし地に鎮座した神社であつたに違ひない」としている。また、村井も前掲論文の中で、「（国）府中神とか国庁裏神社とは、国府（庁）のなかに祀られている神との意であり固有名詞ではない。「守宮神社」（甲斐）「守公神社」（大隅・薩摩）「府守神社」（長門・紀伊）などにしても同様であろう。いわば名もなき神、個性をもたぬ神、それが国庁神社の神であった」と

述べている。

これらの研究は、広く国府に関連する神社の一つとして「守宮」を取り上げているので、その具体的性格についての考察は欠けている。本稿では、古代から中世にかけての神祇体系把握のために、まずは個別事例を詳細に検討していく必要があると考え、大隅国の守公神について考察していく。「シユクジン」の記述の仕方には右にあげた以外さまざまなものがあるが、本稿では史料以外では特に断らない限り、大隅国の場合に一般に使われる「守公神」の名称を使用していくこととする。

### 一、大隅国府付設の守公神

大隅国は和銅六年（七一三）に、日向国肝坏・贈於・大隅・始禰の四郡を裂いて設置された。その国府の所在地に関しては、現在の鹿児島県国分市府中向花や始良郡隼人町大字真考・住吉とする説があるが、前者の説が有力である。そして、国分市府中の国庁のあったとされる場所の北側に、現在の祓戸神社かつては守公神社と称された神社が鎮座しており、この神社の存在が国府を国分市府中向花に比定する根拠ともなっている。そして、田中健二は『薩藩旧記』に記される守公神の記述を分析し、国府の所在地について検討を加えている。

大隅国の守公神が確認できる最も早い例は、『調所氏譜祐恒伝』所引の弘安十年（二二八七）二月日「諸役注文」である。ここでは、

一、守公神御侍疊事、

一、長畳三十二帖、小畳六十二帖、帖佐之役也、一ヶ村分三帖也、一帖分代、三十分

一、小舎人将束四具、帖佐之役也、

一、浜殿借家分役所之事、

西妻一間、曾野恒見疊三帖、日隠萱筵一枚、簾一間、

次中一間、帖佐恒見疊三帖、日隠萱筵一枚、簾一間、

次中一間、蒲生・久得・西保疊三帖、日隠萱筵一枚、簾一間、

次中一間、栗野・北里疊三帖、日隠萱筵一枚、簾一間、

東妻一間、栗野疊三帖、日隠萱筵一枚、簾一間、

一、大宮疊七十一帖、青へり三十帖、紫へり半疊二帖、二重へり二帖、

此内十二帖ハ三昧役口食一斗、口食餅五十枚

一、公文所守公神御疊二十五帖、

一、御放生会之時、小舎人之冠修理用途四百文、自二調所一出レ之、

一、浜殿借家之疊廿四帖、同借家之ラヒシ十二合、スエ瓶子一具、其

外酒肴用意、三斗入筒一、借家作之役也、

一、橘皮五十貫、長一丈、貫糸之苧一両、橘皮之袋絹一両、自二調所一出レ之、

一、庭草分一ヶ年分四ヶ度、帖佐之役也、

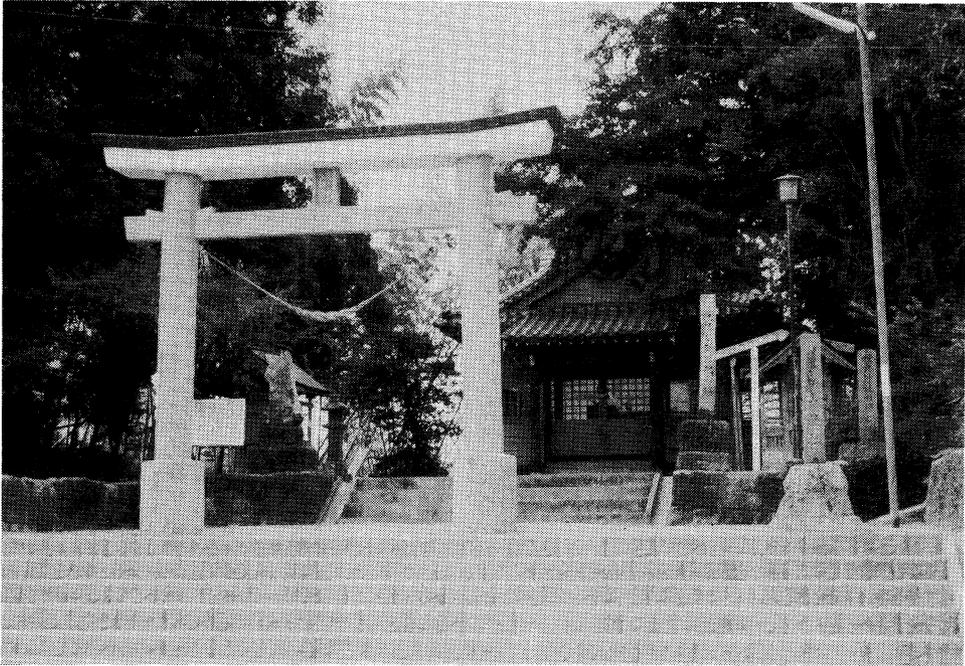
四月二日、六月廿五日、十月十日、十二月廿八日、

右、注文如件、

弘安十年二月 日

とあり、前者の守公神はどこのものか明確に記されていないが、このころには国府の実権はすでに在庁官人によって握られており、「調所とは税所・田所と同じように国衙在庁の役所名」であり、「調所氏はこの大隅国の在庁官調所職を世襲せる家筋で藤原姓であり、中世、他に主神司・政所職をも兼ね、三職を代々相伝した」とされるので、国庁の守公神であった可能性が高い。この守公神社の疊を近郷で負担することになっていことから、守公神の公的性がうかがわれる。また、後者は公文所

の守公神であった。



祓戸神社（守公神社）

弘安十年七月日の「宮侍守公神結番注文」<sup>(14)</sup>からは、一番から十番までそれぞれ近郷の者三人ずつが守公神の番役を務めることとなっていることがわかるが、これも国庁の守公神に対する諸役であったものと思われる。

在庁官人の一人である大中臣姓姫木氏の由緒を語っている「瀬戸口伊豆入道覚書」<sup>(15)</sup>には、

さて又秀勝<sup>(大中臣)</sup>が先祖を委敷尋に、かミ大すミの住人に姫と申何かしなり、しくう神をつかさとり、国下を守るとかや、扱いにしへより今迄もこくしかたけと申て、姫木の城のはつれにミへてたかの有けるハ、其時よりの事そかし、

とあり、姫木氏が守公神の祭祀を司り、大隅国の守護の機能を果たしていることがわかる。その部分に『薩藩旧記』の編者が加えた注釈には、  
国分ノ府中村ニ守君神社アリ、大隅州ノ宗社往古ヨリ建立、此村府中ヲコフト唱へ申候、正字ハ国府ト書候由、

とあり、幕末には守君神社が大隅国の惣社と考えられていたことは重要な点である。

この守公神が国庁に付設する守公神であったことは、以下の史料からもうかがわれる。『調所氏譜中貞恒伝』<sup>(16)</sup>では、

康暦三年辛酉、先是 齡岳公使<sup>(薩津氏)</sup>二本田氏親<sup>(国分市)</sup>攻取姫木城及清水城等、正八幡神官等亦悉服之、至二月十三日、公賜<sup>(国分市)</sup>主神司書、(中略)以二国衙料田一捐<sup>(調所)</sup>薦于守公神、乃使<sup>(調所)</sup>二氏親<sup>(調所)</sup>為二坪付、以授之、凡式町八段、賜<sup>(調所)</sup>書所謂主神司殿、推時蓋貞恒<sup>(調所)</sup>とあり、さらには同書所引の「藤原某寄進状」<sup>(17)</sup>には、

寄進

依レ有ニ敬神一為レ国□令ニ知行一、守公神□御油御供田等

所<sub>レ</sub>奉<sub>二</sub>寄進<sub>一</sub>

状

康曆三年二月十三日

藤原

主神司殿

(花押)

とあり、主神司である調所貞恒の管理する守公神に御油御供田として寄進していることがわかる。

この国衙に付設する守公神に対して土地の寄進が行われていることは、応永十一年(一四〇四)十二月十五日「姫木忠通寄進状」、永正十一年(一五一四)九月五日「島津家老臣連署寄進状」などからもわかる。

また、『調所氏譜忠恒伝』所引応永十一年(一四〇四)五月廿一日「大隅国目代在庁官人連署注文」では、「<sub>□</sub>隅国々衙守公神」の年中祭式が定められており、祭式の用途を負担する田地と御供人が記載されている。このことから、この守公神が国衙に付設されるものであったことがわかる。さらに、連署しているのが、調所書生・田所検校・税所検校などであることから、守公神の祭礼には在庁官人が関与しており、大隅国の公的な祭礼として行われていたことは確かである。

貞治六年(一三六七)十月二十七日の「古河田藪以下所々崩渡塚実検帳」は、守公神講師である隆幸や領主らが、屋敷地などの境が不分明になったので確定してほしいと訴えてきたことに対し、実検使が境を確定した文書であるが、そこに「守公神講師隆幸申請当屋敷・同古河田藪以下所々崩渡塚事」とあることが注目される。講師というからには隆幸は、講経を行っていたことが推測されるが、おそらく大隅国の安穩を祈る經典の講義や読経を行っていたのであろう。

大永七年(一五二七)十一月には、清水城主本田董親や志布志城主新

納忠勝らが宮内の正八幡宮を攻め、神殿は焼失し、調所恒房は鹿兒島に逃れていくという事件が起きている。その後へ本田董親が入部し、

於<sub>レ</sub>是董親乃掠<sub>二</sub>神領<sub>一</sub>、自<sub>二</sub>清水<sub>一</sub>掌<sub>レ</sub>祀事者二十余年、如<sub>二</sub>守君神<sub>一</sub>、亦渠族人本田刑部少輔親貞入道一怒自<sub>二</sub>姫木<sub>一</sub>領<sub>レ</sub>祀事云、凡調所氏自<sub>三</sub>初恒親就<sub>二</sub>職国衙<sub>一</sub>迄<sub>二</sub>恒房<sub>一</sub>、時十有八世五百三十余年、而遭<sub>二</sub>此乱<sub>一</sub>、亦可<sub>レ</sub>謂<sub>二</sub>時運<sub>一</sub>矣、

と、本田が「守君神」の祭祀権をかすめ取って、かわりに祭祀を司っていることがわかる。また、そのときの様子を、

一、同代調所殿も同弓矢に、この御神のふんをうちすて、ミヤ内のことく被<sub>レ</sub>逃候てのちハ、かこしまに被<sub>レ</sub>参、伊作にうつり打死候、神役ハ一如のつかまつられ候、

一、留守殿たいてんの時ハ、社役等清水よりさせられ候、と記しており、「守君神」が「この御神(国府の御神)」とも呼ばれていることがわかる。

天文十七年(一五四八)九月九日に、島津貴久は伊集院忠朗に清水城の本田董親を攻めさせ、また北郷忠相を使って和睦交渉を進めたために、董親は清水城を退くことになる。そして、十月九日に島津忠良は、本田董親が再び清水城に入って對抗したので攻め落とし、島津貴久は同城で戦功を賞している。『調所氏兵部恒房伝』にはその様子を、

天文十七年戊申九月、本田董親以<sub>二</sub>清水叛<sub>一</sub>、大中公師兵攻<sub>レ</sub>之、九日、董親委城遂奔<sub>二</sub>莊内<sub>一</sub>、十月、封<sub>二</sub>公弟忠将君<sub>一</sub>、於<sub>二</sub>清水城<sub>一</sub>、諸神官等安<sub>二</sub>堵旧宅<sub>一</sub>、恒房亦還<sub>二</sub>旧衙<sub>一</sub>、領<sub>二</sub>祀守公神等<sub>一</sub>事頗如<sub>二</sub>旧式<sub>一</sub>、

と記している。さらに同書所引の「盛春書状」には、

御札之旨委細令<sub>二</sub>披見<sub>一</sub>候、仍国衙之就<sub>二</sub>神役<sub>一</sub>候て承候分得<sub>二</sub>其

心一候、北郷殿代何事も相違有間敷候、早々治候へと百姓可二申付一候、神事如レ此間、可二召成一事可レ然存候、慶事、恐々謹言、

十二月廿四日

盛春（花押）

調所兵部少輔殿

御返報

とあり、「国衙の神役」とは守公神に対してのものであろうと推測される。ここで、鳥津貴久は清水城に入り、諸神官の旧宅を安堵し、本田董親のために他所への退散を余儀なくされていた調所恒房を元のごとく国衙の守公神の祭祀に当たらせている。鳥津氏にとつても国衙の守公神の祭祀を滞りなく行わせることは、国分の地域を支配する上で欠かせないことだったものと思われる。

『調所兵部少輔伝』<sup>(27)</sup>でも、

授下久実所<sup>(伊集院)</sup>二世掌一神職及自昔宝伝調所氏系図<sup>(二卷)</sup>、諸古文書等上、

以故久実居<sup>(二)</sup>于国衙一、領<sup>(二)</sup>祀守公神一事等如<sup>(二)</sup>先例<sup>(一)</sup>云、

とあり、国衙の守公神を祀ることは、系図や諸古文書を相伝することと同様に、在庁官人調所氏の管掌する重要な職務となっていたことがわかる。鳥津氏はこうして清水城など国分周辺を支配することとなるが、天文二十一年（一五五二）十二月四日「鳥津貴久等連署起請文」<sup>(28)</sup>の神文の部分では、

奉<sup>(レ)</sup>始<sup>(二)</sup>梵天帝尺四大天王<sup>(一)</sup>、下者堅牢地神、殊者日本第一熊野三

山大権現、九州彦三所権現、薩摩新田八幡大菩薩、開門正一位并諏

訪大明神、当国正八幡大菩薩、止上、白山并北辰大明神、守公神、

日州鶴戸大権現并霧島六所権現、飢肥院八幡大菩薩、三俣院春日大

明神、惣者六十余州大小神祇、同九万八千軍神摩利支天部類等之

可<sup>(レ)</sup>蒙<sup>(二)</sup>神罰冥罰各一者也、

というように、薩摩・大隅・日向の名だたる神社とともに、守公神の名が記されている。ここからも、領主にとつて守公神は重要な神であったことがわかる。

## 二、近世の記録に記された大隅国府付設の守公神

中世文書からうかがわれる守公神の姿は断片的で、そこから全体像を探るのは非常に困難である。そこで、以下近世の記録類を用いて守公神の姿を探ってみた。弘化十三年（一八五六）四月五日「国分中寺社由緒書留覚」にその様子を詳しく載せるので、やや長くなるが引用しておく。<sup>(29)</sup>

（表紙）

「弘化十三丙午如月五日

国分中寺社由緒書留覚 全

七十翁

牧元実有」

一、守君神<sup>中村</sup> 守君神権社司社家

谷口

治部格護

書留写

守君神由緒書之事

一、右神領五十五町相付御座候由申伝候、近名神領と申伝候字之地方

于今多々御座候事、

一、右守君神座主天神坊と申寺御座候由申伝候、于今右寺之字御座候

事、

一、右調所殿・伊集院殿・瀬戸口殿・姫城殿と申候而、守君神を奉守  
護主取之衆御座候由申伝候、右筋目之由候而、垂水江伊集院名字  
之人清水江瀬戸口名字之人于今居住之由承申候、其時代ハ判官代  
と申社人五拾五人御座候由申伝候、右筋目之者府中村百姓之内ニ  
少相残り御座候、

一、六月廿九日夏超之御祭二者、右矢鎬馬御座候而、すかもち御屋形  
ニ上り御門ニ掛り候由申伝候、  
すかもち于今神前ニ相籠有之候事、

一、高拾石曾祖父右京左衛門、慶長十九年ニ守君神社人職被仰付、為  
神領右高被仰付候、社屋敷三ヶ所相付有之候、御修甫等も御公儀  
被遊候、其以後御分國中諸寺社家知行被召揚候砌、守君神高も揚  
り申候、当分者屋敷五畦御付被下候、但右知行目録格護仕申候事、  
一、正月元日、三月三日、五月五日、六月廿九日、八月朔日、九月廿  
九日、十一月初卯、年中ニ七ヶ度御祭于今不怠、自分御祈念申上  
候、従前代土器屋相定有之候、御祭毎ニ土器相調差上申候事、

一、正八幡獅子従前代于今十月十六日守君神江御参初被成候ニ付、慶  
賀正月元日ニ参始候事、

右守君神宮破損ニ付御修甫之儀口上書を以申上候処ニ、由緒書出可申  
通被仰付、老若共申伝候儀問届書付差上申候、可然様ニ奉願候以上、

亥 国分守君神社人  
谷口

十一月五日

治左衛門

右書付谷口治部格護仕候、

寛写

一、国分府中村守君神修甫之儀被申出趣、達 貴聞候処、修甫之儀氏  
子百姓中より相調候而可然候、難調儀も候ハ、所中より助力ニ  
而相調候様ニと可申渡旨、御意候通被仰渡候条、右之通可被申  
渡候以上、

寺社奉行所印

元禄六年丙七月四日

島津縫殿殿

右之通被仰渡候、縫殿殿被聞召社人治部左衛門早々罷越御札申上候  
様ニ可被申渡旨御下知ニ而候、尤右御証文之趣を以修甫有之様ニ可  
被仰渡候以上、

七月九日

木場清兵衛印

御暖衆中

右御証文、谷口治部格護

棟札写

一、奉再興守君神御殿一字

隅州国分郷府中村 守君神自古崇敬而村中或愁蝗虫近里或愁疾  
疫、則祈而消除焉、宮殿経年久而柱朽檐傾也、乃憑郷司而訴修造  
於地頭並神社奉行而遂達 貴聞、大守公有命而以国分一郷衆力令  
修造也、於是檢使大近展力庶民子来而經營不日成矣、所謂人者依  
神助而受福、神依人敬而益威信哉、

神主

谷口 治部左衛門

大宮司

国政

時元禄九丙子歳三月吉日

謹誌焉

裏二

地頭  
島津縫殿殿

寺社奉行  
島津織部殿

(中略)

一、御祭之儀者六月廿九、亦九月廿九、亦十一月初卯ノ日、御神供差上、御神楽相勤申候、

一、高并銀当分御寄附無御座候、

(中略)

一、古来者神領五拾七町為有之由候処ニ、漸々被召上候而、慶長年間

ニ 龍伯様御代ニ高拾石御寄附被遊候、右目錄有之候、右高茂其後被召揚候由、元禄十一年寅十一月廿八日、所役所帳面ニ相見得申候、

ここで注目されるのは、守宮神の祭祀を司っていたのが、調所・伊集院・瀬戸口・姫城本という在庁官人であったことである。さらに、棟札写の部分で、村中が蝗虫や疾疫で悩まされたときに、府中村の村民は守宮神にその消除を祈っている点が注目される。守宮神は府中における鎮守神のような役割を果たしていたようである。

『三国名所図会』の編纂の際まとめられた『神社調』の「守君神社」の項には、

伊弉諾・伊弉冊尊、御子九神奉勤請候、

右守君神宮ハ大隅国惣社ト奉勤請置候、御尊五拾五丁御祭廿七ヶ度御座候、其時ハ社人五拾五人右筋目之旨、蒔中村百姓内少シ相残居申候、

一、調所殿、伊集院殿、瀬戸口殿、姫城殿、此四家ニテ守君神宮主取

為被成由、于今書付等御座候事、

一、為朝様御信仰為被遊由申伝候、守君神近所ニ為朝様御石燈ト申伝、于今御座候事、

一、大ほらのかい一ツ為朝様ヨリ御上被遊候由、神前ニ納置候事、

一、龍伯様別テ御信仰為被遊神ニテ御座候事、

一、琉球国御征伐之御御誓願被遊、於神前ニ三七日御祈禱為被遊由、

左候テ首尾能琉球御手ニ入為申由、右為御札御祭御上被為成候事、

一、龍伯公ヨリ高拾石御附被遊候、目錄覚悟仕候、御領内寺社家知行被召上候節、右高義上リ申候、

とある。ここでは保元の乱で破れて伊豆大島へ流され、その後朝廷の討伐軍に攻められて自害したとされる源為朝が、実は自害したのは身代わりで、為朝は琉球にわたったとする為朝伝説と結びついていることが興味深い。『三国神社伝記』中の守君神社の項には、

所レ祭 祓戸之九神

鎮座年曆、由緒不レ詳、

俗伝云、為朝公之霊也、琉球ヨリ、此地ニ来テ、守君神ト奉レ祝云々、のように、為朝が祀られているという俗説まで登場している。

明治初年鹿児島県庁の編纂と思われる『地誌備考』<sup>31)</sup>贈嶽郡国分郷所引の「調所氏家譜」の恒親の項には、

至恒親時、補主神政所調所三職、於大隅国兼正官祝、就居国衙受封戸位田而子孫世襲其職、因以調所為氏云、<sup>略註</sup>前此国司祀伊弉冊・

伊弉諾兩尊於国衙、崇号守公神、為闔国之惣社、<sup>略註</sup>又其偏南有大穴持神社、此延喜式神名帳所載大隅国五座之一也、<sup>略註</sup>蓋恒親之居

主神也、偕大中臣姓姫木氏等为之祭主、因及子孫云、<sup>略註</sup>

と記されており、田中健二はこれを「調所氏家譜は後世の成立であるか

ら、右の記事をそのまま事実と見ることはできないが、国衙に祀られる神として、国生みの神であるイザナギ・イザナミ両神は相ふさわしいと思われる<sup>(23)</sup>としている。また、『三国名勝図会』<sup>(24)</sup>大隅国贈暎郡国分之一「守君神社」の項には、「曾小川村、府中にあり、祭神伊弉諾尊、伊弉册尊」とあり、鹿兒島藩知事島津忠義の命で編纂された『薩隅日地理纂考』<sup>(25)</sup>でも、「守公神社守公或ハ守君トモアリ 奉祀二坐 伊弉諾尊、伊弉册尊」とある。しかし、国府に付設する神社の場合、具体的な神名が記される例は中世以前にはないので、祭神をイザナギ・イザナミにしたのは、後世の知識に基づいたものと思われる。また『地誌備考』などで守公神を惣社としていることも注目される。これらは近世の史料であり、中世以前には「惣社」と記す史料はないものの、在庁官人が祭祀を司っていたりするなど、「公的」な性格を持っていたため、「惣社」と同様の機能を果たしていたものと思われる。岡田荘司は惣社の性格を「屋敷神にも似たる国衙鎮守神としての性格」とともに「国衙行事の重要施設<sup>(26)</sup>」であったとしているが、これは大隅国の守公神の場合にも当てはまる<sup>(26)</sup>。

守公神を管理していた人物に関しては、『薩隅日地理纂考』に、

此外彼家二伝ヘタル由緒書ニ、往古調所、伊集院、瀬戸口、姫木ノ四家ニテ当社ヲ預リ、神領五十五町、判官代トイヘル社人五十五人アリテ、此アタリノ田地ニ神領ト唱ル字ノ多カルハスヘテ此神領ナリシヨシ見ヘタリ、祭日二月初午・六月廿九日・九月廿九日・十一月中卯日ナリ、

とあり、在庁官人が管理しており、社人もおり、付随する神領もかなりあったことがわかる。次章では、「屋敷神にも似たる国衙鎮守神としての性格」という点についても考えていきたい。

### 三、国府守公神の性格

大隅国府の守公神と関連してもう一つ注目されるのは、清水城に守公神が存在したことである。清水城は国分市清水にある山城であり、本田潔によって詳しい報告書が作成されているが、残存状況は不良で、現在ではかつての姿を想像することは困難な状況となっている。

『三国名勝図会』大隅国贈暎郡清水の項には、

弓箭守公神社地頭領より辰の方二町 弟子丸村、清水城内にあり、祭神十三座なり、正面及東西に神輿三を置く、正面には、頼朝公得仏公丹後局右の三座を安ず、神輿の内に、神鏡三面東脇には、住吉大明神の四座を安ず、底筒男命・中筒男命・表筒男命・神功皇后の四坐也西脇には曾於郡止上六社権現の六座を安ず、陽神・陰神の合せて十三座なり、往古清水城内に建立して、其鎮守なりといふ、勧請の年月詳ならず、永祿七年・元和五年等の棟札を蔵む、例祭年中に凡そ二十四度あり、社司谷口氏、

とあり、『清水神社仏閣名所古城川筋惣高人林改帳』<sup>(28)</sup>には、

一、守公神城内ニ在リ、仮屋辰方二町、祭神十五座、

東脇神輿住吉四座底筒男・中・表、

御饗四膳汁菜類、無魚類、

正面神輿弓箭ノ守公三座、中頼朝公、左忠久公、右丹後后、

御饗膳汁菜皿正月三日、皆魚用他無之、

西脇神輿止上六座陽神陰一三座、西三男神女一三座、東二法師一三座、像二寸五分、六観音、

御饗六膳汁菜皿、無魚類、

とある。

清水城について守公神が勧請されたのかを明確に語る史料はないが、源頼朝・島津忠久・丹後局が祭神となつて注目される。忠久は

島津家の初代であり、文治元年（一一八五）より建久八年（一一九七）頃にわたって源頼朝より薩摩・大隅・日向関係の諸職に任じられた。ところが、建仁三年（一二〇三）に比企氏の乱に縁坐して、それらの諸職を改替されてしまい、再度薩摩国守護職に補任されたのは元久二年（一二〇五）であった。<sup>(39)</sup>『島津系図』<sup>(40)</sup>によると、忠久は源頼朝の庶長子で、母は比企能員妹丹後局であることから、祭神の中心は忠久であって、その父母ということで頼朝と丹後局が祀られていると考えてよい。すると、本来的には具体的な祭神のない守公神を清水城に勧請して、上記の三柱を祭神としたのは、島津家の系譜を引く者以外には考えられない。

そこで、清水城と島津氏の関係を見てみると、永和二年（一三七六）に島津氏六代氏久が攻め取り、本田氏親・親治父子に預けている。以後本田氏の居城となっているが、天文十七年（一五四八）九月、島津貴久が入部したことは前に述べた。貴久は翌十八年十一月までの一年あまり清水城に滞在するが、おそらくこの時に国府の守公神を勧請したのと思われる。貴久は、「守君神」とも書かれて君主を守護する神とみなされていた守公神を在城する清水城に勧請し、頼朝・忠久・丹後局を祖神として祭神に加えることによって、在城中の安穩を願ったのであろう。島津氏は一方では在庁官人の調所氏に命じて国府の守公神の祭祀を再興させるのとともに、もう一方では自らの居城とした清水城に守公神を勧請することによって、国分地方の神祇体系をも手中に収めたのである。守公神は公的な建物の守護神であって、一般民衆が勝手に祀ってよい神ではない。貴久はその守公神の祭祀を命じるとともに、自らの居城でも祀ることによって、自らの「公的」一面を神祇体系上でも獲得していったのではないだろうか。

この守公神は、明治十二年二月十四日の『大隅国贈嶽郡清水郷神社取

調<sup>(41)</sup>では、

祭神 頼朝公・忠久公・丹後局

神体 木造

祭日 二月十三日、十一月十三日

創建 不詳

由緒 無御坐

境内 反別一段二畝廿四歩

内 社地二畝、社山一反廿四歩

宝殿 五敷、三間三尺 屋根茅葺

無殿 無御坐

拜殿 無御坐

神饌殿 無御坐

門守神社 無御坐

鳥居 一基木

鹿兒島程表ヨリ距離 八里

祀官 神崎正英（黒印）

氏子 無御坐

と記される小祠であり、最終的には明治四十一年十一月三十日に愛宕神

社とともに郷社の天御中主神社に合祀されることとなる。<sup>(42)</sup>

ところで、貴久および島津氏の移動にもなつて守公神をも他所に勧請したという記事は見られないことが注目される。大隅国の「惣社」とされ、祖神ともなつた守公神ならば、当然島津氏が居所をかえるたびに、新居住地に分祀していてもよさそうなものである。これをどう考えればよいであろうか。私は、惣社と守公神とは本来的には別の社であると考えている。それは例えば相模国において、惣社は六所明神社であると

に對して、別に守公神社が設けられていることからわかる。しかし、大隅国の場合は守公神が「惣社」の役割を果たしていたと推測される。

守公神は国府と関連して見られる場合だけではない。一例をあげてみると、薩摩国伊作庄における元亨四年（一一三二）八月二十一日の「地頭代道慶・雑掌憲俊連署和与状」<sup>(43)</sup>では、庄内を西流する伊与倉川を境として下地中分が行われ、川北を領家方、川南を地頭方として、それぞれ一円支配を行うことが決定され、

一、領家方庄庁・同宿神、并地頭方諏方社・地頭所・同被管輩住宅等事、

右、庄庁・同宿神社等者、於川以南在之、諏方大明神社・地頭所・

同被管輩住屋等者、現在河以北、而下地中分之上者、明年二月中仁、

庄庁・宿神等者、取渡于河北、又至諏方社并地頭所・同被管輩住宅者、可取移河南、若過約月不取渡者、互可被申行罪科也焉、

と、翌年の二月までに、川南にある庄庁とそれに付設する宿神を川北に移し、川北にある地頭方諏訪社・地頭所・同被官の住宅を川南に移転する取り決めがなされている。<sup>(44)</sup>ここでの宿神は、雑掌の常駐宿所である庄庁に付設するもので、庄庁を守護する神であったことが推測される。

これらの数少ない史料から守公神の性格を明確にすることは難しいが、伊作庄の史料からもわかるとおり、守公神は建物を守護する神、さらに言うならば鎮宅神のような存在であったのではないだろうか。そしてそれは土地との結びつきが強いいため、他所へ勧請されることは原則的ではないはずである。国分市府中から国分市清水の清水城へ守公神が勧請されたのは、両者は近接しており、同一の守公神の支配する領域であるとみなされていた上に、守公神が主君を守護する神とも考えられていて、

清水城へ入城した島津貴久は在城中の安穩を願ったものと思われる。

## おわりに

以上、主に『薩藩旧記』に収録されている中世史料を活用して、大隅国庁に付設される守公神の性格を考えた。守公神がいつから存在しているのか不明だが、石見の府中神社や加賀の府南社などの「国庁神社」は九世紀後半には見られるものの、平安期の記録には「国庁神社」の記録は少ない。村井康彦は「中世に下つてにわかになえる惣社や府中神社、守公（宮）神社などが平安期の国庁神社の系譜を引くものであったとすれば、中世移行期の地方神祇を知るためにも国庁神社の存在とその役割はもっと明らかにされる必要がある」としているが、大隅国の守公神の例だけからでは、それを解明するのは困難である。今後は他国の守公神について考察を加えるとともに、国庁と関連するもの以外の守公神についての考察を深めたいと考えている。

本稿では、中世においては守公神社の祭祀を在庁官人の系譜を引く者が司っていることを明らかにしたが、これは国家によって画一的に統合されていない神祇祭祀のあり方を物語っている。すなわち、国庁という国家機関を守護する守公神であっても、在地信仰の基盤の上のつた神祇体系が形成されているのである。各国における「国庁神社」のあり方を考察していくことによって、これまでは中央の視点から考えられてきた神祇体系を、地方の視点から組み直していけるのではないだろうか。

## 註

(1) 角田文衛編『国分寺の研究』上、考古学研究会、一九三八年。

(2) 国際日本文化研究センター紀要『日本研究』一二、一九九五年六月。

(3) 惣社についてはいくつかの論考があり、代表的なものとして、伊藤邦彦「一宮・惣社の成立に関する基礎的考察」(『都立工業高等専門学校研究報告』一二、一九七七年三月)、伊藤邦彦「諸国一宮・惣社の成立」(『日本歴史』三五五号、一九七七年二月)、水谷類「惣社の成立」(『駿台史学』六三号、一九八五年一月)などがある。印鑑社については、木下良「印鑑社について―古代地方官庁跡所在の手がかりとして―」(『史元』一七号、一九七三年一月)、牛山佳幸「印鑑神事と印鑑社の成立」(『日本歴史』三六五号、一九七八年一月)、牛山佳幸「北部九州地方における印鑑社について」(『西南地方史研究』五号、一九八三年八月)などがある。

(4) 『柳田国男全集』一一、ちくま書房、一九九〇年、五〇六頁。

(5) 『柳田国男全集』一五、ちくま書房、一九九〇年、一七一頁。

(6) 宿神については、堀一郎「夙(宿)と宿神」(『我が国民間信仰史の研究』二) 宗教編、東京創元社、一九五三年)、服部幸雄「宿神論―芸能神信仰に関する一考察―」(『文学』一九七四年一〇月、一九七五年一・二・六月)などの考察がある。

(7) このうち、備前の場合は「国長社」、美濃の場合は「館守神」、若狭の場合は「文武百官明神」を「守宮」と同一であるとしているが、「守宮」と呼ばれた記録は見られない。また、加賀国府があったと推定されている小松市古府町のすぐ北には十九堂(ジユクドウ)と通称される地があり、守公神が祀られていたことが推測されるなど、他の国においても守公神が祀られていた例を見出すことができる。

(8) 『国立歴史民俗博物館研究報告』一〇共同研究「古代の国府の研究」

第一法規、一九八六年。

(9) 藤岡謙二郎『国府』吉川弘文館、一九六七年。日野尚志「西海道国府考」『大宰府古文化論叢』上巻、吉川弘文館、一九八三年。

(10) 「創立七十周年記念誌」県立国分高等学校、一九八四年。

(11) 「大隅の国府について―国府府中説の再検討―」『九州史学』七〇、一九八〇年二月。

(12) 『鹿児島県史料』旧記雑録前編一、八八一。

(13) 五味克生「調所氏寸考」『日本歴史』一六二、一九六二年二月。

(14) 『鹿児島県史料』旧記雑録前編一、八八〇。

(15) 『鹿児島県史料』旧記雑録前編二、二四九四。

(16) 『鹿児島県史料』旧記雑録前編二、四一〇。

(17) 『鹿児島県史料』旧記雑録前編二、四一一。

(18) 「調所氏譜忠恒伝」所引。『鹿児島県史料』旧記雑録前編二、七三一。

(19) 「調所氏譜忠房伝」所引。『鹿児島県史料』旧記雑録前編二、一八四九、一八五〇。

(20) 『鹿児島県史料』旧記雑録前編二、七二五。

(21) 『鹿児島県史料』旧記雑録前編二、一八三。

(22) 『鹿児島県史料』旧記雑録前編二、二二〇七、二二〇八、二二〇九、二二一〇、二二一一、二二一二。

(23) 『鹿児島県史料』旧記雑録前編二、二二〇七。

(24) 『鹿児島県史料』旧記雑録前編二、二二一一。

(25) 『鹿児島県史料』旧記雑録前編二、二二九四。

(26) 『鹿児島県史料』旧記雑録前編二、二二九五。

(27) 『鹿児島県史料』旧記雑録前編二、二二九六。

- (28) 『鹿児島県史料』旧記雑録前編二、二六九九。
- (29) 原本の所在は不明。国分市郷土誌編纂室に残るコピーにより翻刻。東郡彦編『国分府中誌』（一九八〇年）にも載せるが、読み誤っている部分もあるので、鹿児島県立図書館所蔵『神社調』（十八冊之内六）を参照しながら校正を加えた。
- (30) 神祇全書第五輯、皇典講究所、一九〇八年。
- (31) 鹿児島県立図書館所蔵。版心に鹿児島県と記す野紙に記されている。
- (32) 田中健二前掲論文。
- (33) 薩摩藩主島津済興の命によって編纂され、天保十四年（一八四三）完成。青潮社刊、一九八二年。
- (34) 鹿児島県教育委員会、一八九八年。
- (35) 「中世国衙祭祀と二宮・惣社」「神道及び神道史」三〇号、一九七七年四月、のち『平安時代の国家と祭祀』（統群書類従完成会、一九九四年）所収。
- (36) しかし、「隅州惣社正八幡宮」（永禄十一年六月十五日島津義久起請文写『都城島津家文書』）とする史料もあるので、守公神と正八幡宮の関係も考慮しなければならない。
- (37) 一九八三年十一月二十五日に調査されたもので、鹿児島県教育委員会に提出された。
- (38) 原本は玉里島津家蔵、一九二九年に謄写された鹿児島県立図書館蔵本を使用。
- (39) 三木靖『薩摩島津氏』新人物往来社、一九七二年。
- (40) 『統群書類従』第五輯上。
- (41) 鹿児島県立図書館蔵。

- (42) 『神社明細帳』、鹿児島県立図書館蔵。
- (43) 鎌倉遺文二八八〇一。
- (44) 伊作庄の地下中分に関しては、高島緑雄「辺境庄園の領主と農民―薩摩国伊作庄・日置北郷―」（西垣晴次編『鎌倉武士西へ』〈地方文化の日本史三〉文一総合出版、一九七八年）や、三木靖「島津荘薩摩方伊作庄日置北郷の下司と地頭―地下中分図の位置づけについての覚え書き―」（竹内理三編『荘園絵図研究』東京堂出版、一九八二年）などがある。
- (45) 村井康彦前掲論文。
- (付記) 史料閲覧に際し、便宜を図っていただいた鹿児島県立図書館・国分市郷土誌編纂室の各機関に対し、厚くお礼を申し上げます。なお、本稿は一九九五年度文部省科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。